

令和7年2月6日
子ども・若者部
保育認定・調整課

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

児童福祉法の規定に基づき内閣府令に定める基準により条例で定めることとされている世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例について、今般、内閣府令が改正され、また、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の改正が予定されているため、本条例の一部を改正する条例案を令和7年第1回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

- (1) 児童手当法の一部改正により、児童手当の支給期間が中学生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までから高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までに延長されるとともに、新たに、母子生活支援施設に入所している児童であって、児童のみで構成する世帯に属している者が施設入所等対象児童として定義された。施設入所等対象児童が入所している施設は、設置者が児童手当の支給対象者として児童手当の申請手続きをすることとされている。

これに伴い、母子生活支援施設が児童手当の支給を受ける場合があるため、本条例第15条において、「給付金として支払いを受けた金銭の管理」の対象施設として「母子生活支援施設」を追加する。

- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）により、栄養士法が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となった。

これに伴い、本条例において、「栄養士」の配置等を求めている部分につき、「管理栄養士」を追加する。

- (3) 内閣府令の改正に伴い、令和5年4月より、認可保育施設が併設している児童発達支援センター等と同一施設内で保育や療育を行う場合、両施設特有の設備・専従の人員の共有・兼務が可能となった。

一方認証保育所においては、併設している児童発達支援センター等と特有の設備・専従の人員の共有・兼務ができなかったところ、両施設特有の設備・専従の人員を共有・兼務し、一体的な保育や療育を行うことが可能となる都条例の改正が予定されている。

これに伴い、本条例第74条において、認証保育所と児童発達支援センター等が交流する際、特有の設備・人員の共有・兼務が可能となるよう改正を行う。

3 改正案

別紙のとおり

4 施行予定日

令和7年4月1日

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月 令和7年第1回区議会定例会（条例改正案の提案）

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号	○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号
目次（略）	目次（略）
第1条～第14条（略） （給付金として支払を受けた金銭の管理）	第1条～第14条（略） （給付金として支払を受けた金銭の管理）
第15条 乳児院、 <u>母子生活支援施設</u> 、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。	第15条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。
第16条～第25条（略） （職員）	第16条～第25条（略） （職員）
第26条 乳児院（乳幼児10人以上を入所させる乳児院に限る。）は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第6号の調理員を置かないことができる。 （1）～（4）（略） （5） <u>栄養士又は管理栄養士</u> （6）（略） 2～6（略）	第26条 乳児院（乳幼児10人以上を入所させる乳児院に限る。）は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第6号の調理員を置かないことができる。 （1）～（4）（略） （5） <u>栄養士</u> （6）（略） 2～6（略）
第27条～第53条（略） （職員）	第27条～第53条（略） （職員）
第54条 児童養護施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては第6号の <u>栄養士又は管理栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する施設にあつては第7号の調理員を置かないことができる。	第54条 児童養護施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては第6号の <u>栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する施設にあつては第7号の調理員を置かないことができる。

改正後	改正前
(1)～(5) (略) (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (7)、(8) (略) 2～5 (略) 第55条～第62条 (略) (職員)	(1)～(5) (略) (6) <u>栄養士</u> (7)、(8) (略) 2～5 (略) 第55条～第62条 (略) (職員)
第63条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) (略) (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (5)、(6) (略) 2 (略) 3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第74条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。 4～7 (略) 8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては	第63条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては第4号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) (略) (4) <u>栄養士</u> (5)、(6) (略) 2 (略) 3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第74条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。 4～7 (略) 8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調

改正後	改正前
同項第5号の調理員を置かないことができる。 9～11 (略) 第64条～第73条 (略) (職員) 第74条 児童発達支援センターは、次に掲げる職員を置かなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (5)～(8) (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 (1) その施設が児童40人以下を通所させる施設である場合 前項第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u> (2)、(3) (略) 3～5 (略) 6 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所、<u>家庭的保育事業所等</u>（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）<u>若しくはこれらに類する施設として規則で定めるもの</u>に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に関し、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。 第75条～第80条 (略) (職員) 第81条 児童心理治療施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第9号の	理員を置かないことができる。 9～11 (略) 第64条～第73条 (略) (職員) 第74条 児童発達支援センターは、次に掲げる職員を置かなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>栄養士</u> (5)～(8) (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 (1) その施設が児童40人以下を通所させる施設である場合 前項第4号の<u>栄養士</u> (2)、(3) (略) 3～5 (略) 6 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所<u>若しくは</u>家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に関し、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。 第75条～第80条 (略) (職員) 第81条 児童心理治療施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第9号の

改正後	改正前
調理員を置かないことができる。 (1)～(7) (略) (8) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (9) (略) 2～5 (略) 第82条～第87条 (職員) 第88条 児童自立支援施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては第7号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第8号の調理員を置かないことができる。 (1)～(6) (略) (7) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (8) (略) 2～5 (略) 第89条～第107条 (略) 附 則 (略) <u>附 則 (令和7年●月条例第●●号)</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	調理員を置かないことができる。 (1)～(7) (略) (8) <u>栄養士</u> (9) (略) 2～5 (略) 第82条～第87条 (職員) 第88条 児童自立支援施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては第7号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第8号の調理員を置かないことができる。 (1)～(6) (略) (7) <u>栄養士</u> (8) (略) 2～5 (略) 第89条～第107条 (略) 附 則 (略)